四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年五月十八日
七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十六年三月三十一日

○国土交通省告示第四百四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所　株式会社ジェイ・イー・サポート　広島県広島市中区三川町七番一号
二　変更する年月日　平成二十六年三月十日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　東京支店　東京都千代田区内神田二丁目十五番二号

○国土交通省告示第四百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田母沢川
二　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域　栃木県日光市日光　二一五二番　一号から十四号まで

○国土交通省告示第四百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　道幸川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域　福井県三方郡美浜町丹生　六四号寺松山　三番一　一号から二十三号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　五十八川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十二年建設省告示第三千八百九十五号で指定した同号二四に掲げる土地の区域を除く。）　福井県三方上中郡若狭町海山　五六号大口　三番　一番から三番まで　五七号柳谷口　一八番　九九号梅丈ケ岳　二〇番から三五番まで　三六番一から三六番三まで　三七番一から三七番五まで　三八番から四一番まで　四二番一から四二番四まで　一番　一〇〇号竹ケ谷　二番一及び二番二　三番から六番まで　七番一及び七番二　七番四　八番及び九番　一〇番一及び一〇番二　一一番から一四番まで　一五番一及び一五番二　一六番一及び一六番二　一七番から二二番まで　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第三千八百九十五号で指定した同号二四に掲げる土地の区域を除く。）　福井県三方上中郡若狭町海山　一〇〇号竹ケ谷　一九番　一号　五四号大畑　一番　四号　五七号柳谷口　三番　二号　九九号梅丈ケ岳　二〇番　三号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　宮谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域　福井県小浜市忠野　二五号湯谷　八番　一号から三号まで　二四号宮谷　四番　四号及び五号　五番　六号　六番　七号　八番　八号及び九号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　宮ノ上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第千二百六十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）　福井県小浜市加茂　一〇七号宮ノ上　一九番一　一号から十九号まで

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の特例を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

気象庁長官　羽鳥　光彦

平成二十六年四月五日零時から同月八日十三時までの間における栃木県栃木市の区域に係る気象注意報等（気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第三条第二項に規定する気象注意報等をいう。）については、気象庁予報警報規程第十二条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域に限定して行う。

名称	区域
栃木市	平成二十五年総務省告示第三百二十一号により平成二十六年四月五日から効力を生ずることとなる市町の廃置分合が行われる前（以下「合併前」という。）の栃木県栃木市の区域
岩舟町	合併前の栃木県下都賀郡岩舟町の区域

○環境省告示第五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更したので、鳥獣保護区を指定した件（平成二十三年九月環境省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

四(二)「鳥獣保護区の管理方針」を次のように改める。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、海鳥類の生息環境の保全及び改善のために必要な対策を行う。

ロ　劣化した海鳥類の集団繁殖地を保護及び整備し、並びに海鳥の捕食を防止するため、生息及び繁殖を脅かす動物の防除に必要な対策を行う。